

ティーチング・アシスタント実施要領（修士課程用）

1. 目的

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、学部教育におけるきめ細かい指導の実現や大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

2. 名称

ティーチング・アシスタントとする。

3. 職務内容

学部学生に対し、教育的効果を高めるため、実験、実習、演習等の教育補助業務に当たる。

4. 身分

常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とすること。

5. 任用等

ア 対象は、大学院に在籍する優秀な学生であること。

イ 教育補助の実施母体となる学部等と十分連携の上、研究科ごとに選考する。

ウ 1人当たりの雇用時間は、当該学生の研究指導、授業等に支障が生じないよう配慮すること。

エ 日本学術振興会特別研究員（DC）をティーチング・アシスタントとして任用する場合には、当該研究員の研究活動に支障を及ぼすことがないように留意すること。

オ このほか、ティーチング・アシスタントの任用等については、昭和36年3月31日付け文人任第54号「非常勤職員の任用およびその他の取扱いについて」によること。

6. 給与

時間単価 1,230 円

7. 実施細目等

ティーチング・アシスタントに教育補助業務を行わせるに当たっては、本制度の運用についての大学全体としての明確な共通認識を形成しつつ、適宜、実施細目等を策定するとともに、

①事前における当該業務に関する適切なオリエンテーションのほか、②担当教官による継続的かつ適切な指導助言、③ティーチング・アシスタント従事者等からの意思聴取の仕組の確保、④教育的効果を高めるための工夫等を行い、指導教官による恣意的な雇用や単なる雑務処理に終始することなく、本制度の目的に照らした円滑な運用がなされるよう、留意すること。

また、本制度については、全学で実施する共通教育等においても有効に活用するよう配慮すること。